

高松市週休２日モデル工事実施要領の一部を改正する要領

高松市週休２日モデル工事実施要領（令和６年４月１日施行）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（現場作業完了前の実施状況の報告） 第９条 モデル工事受注者は、土木積算基準による工事にあつては土木工事共通仕様書１－１－<u>２４</u>に規定する出来形数量の提出時又は監督員の指定する時に、建築積算基準（土木積算基準以外の積算基準をいう。）による工事にあつては監督員の指定する時に、現場着手日までに作成し監督員との協議を経た週休２日確認書に、休工日の確保の状況を記載して監督員に提出するとともに、休工の実績が記載された工事日報や安全教育、訓練等に係る資料を提示しなければならない。 （アンケート調査の実施） 第１４条 モデル工事受注者は、しゅん工検査の日までに、別に定めるアンケートの回答を発注者に提出<u>することができる。</u>	（現場作業完了前の実施状況の報告） 第９条 モデル工事受注者は、土木積算基準による工事にあつては土木工事共通仕様書１－１－<u>２２</u>に規定する出来形数量の提出時又は監督員の指定する時に、建築積算基準（土木積算基準以外の積算基準をいう。）による工事にあつては監督員の指定する時に、現場着手日までに作成し監督員との協議を経た週休２日確認書に、休工日の確保の状況を記載して監督員に提出するとともに、休工の実績が記載された工事日報や安全教育、訓練等に係る資料を提示しなければならない。 （アンケート調査の実施） 第１４条 モデル工事受注者は、しゅん工検査の日までに、別に定めるアンケートの回答を発注者に提出<u>しなければならない。</u>

附 則

- この要領は、令和８年９月１日から施行する。
- 改正後の高松市週休２日モデル工事実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約の申込みの誘引を行う案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った案件については、なお従前の例による。